定款

昭和産業株式会社

昭和産業株式会社 定款

第1章 総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、昭和産業株式会社と称し、英文では「Showa Sangyo Co., Ltd.」と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 農産物の生産・加工、畜産物および水産物の加工ならびに飼料、肥料およびこれらの原料の製造
 - (2) 菓子類、冷菓類、各種飲料、食料品その他加工食品の製造
 - (3) 医薬品、動物用医薬品、農薬その他化学製品の製造
 - (4) 前各号の各種原料、製品の売買、輸出入およびその仲介
 - (5)飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の経営およびその経営の委任、酒類、煙草の小売ならびに前(1)(2)(3)号商品の小売
 - (6) 各種石油製品、燃料および日用品雑貨類の売買
 - (7) 自動車の販売、リースおよび修理ならびに自動車附属品の販売
 - (8) 倉庫業および港湾運送業
 - (9) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにこれらの代理または仲介
 - (10) 家畜診療に関する業務
 - (11) 前(1)(2)(3) 号に関する機器、装置等の設計、製作、売買、輸出入 および技術援助
 - (12) 前各号に附帯しまたは関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載 して行う。

第2章 株式および株主

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1億3,100万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際して の手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第 12 条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に随時、招集する。
 - 2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。 2. 取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使 することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に 定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他役付取締役若干名を定めることができる。

(相談役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2. 取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載 または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の 決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に 記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員 会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の任期)

- 第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を することができる。

(配当金の除斥期間)

- 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の配当金には、利息をつけない。

第8章 買収防衛策

(買収防衛策)

- 第 43 条 当会社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。
 - 2. 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。

制定	1936年(昭和11年) 2月18日	改正	1968年(昭和43年)7月30日
改正	1936年(昭和11年)12月23日	"	1972年(昭和47年)7月29日
"	1937年(昭和12年) 6月18日	"	1973年(昭和48年) 1月30日
IJ	1937年(昭和12年)11月10日	JJ.	1975年(昭和50年) 1月30日
IJ	1937年(昭和12年)12月24日	IJ	1977年(昭和52年)8月30日
"	1938年(昭和13年)3月23日	IJ	1981年(昭和56年)8月28日
"	1939年(昭和14年)5月20日	IJ	1982年(昭和57年)8月30日
"	1939年(昭和14年)8月25日	IJ	1986年(昭和61年)8月29日
IJ	1940年(昭和15年) 5月20日	IJ	1988年(昭和63年)8月30日
IJ	1940年(昭和15年)12月7日	"	1989年(平成元年)6月29日
IJ	1941年(昭和16年)7月29日	"	1991年(平成3年)6月27日
"	1942年(昭和17年)1月28日	"	1992年(平成4年)6月26日
"	1943年(昭和18年)1月21日	"	1994年(平成6年)6月29日
"	1944年(昭和19年)1月27日	"	1998年(平成10年)6月26日
IJ	1945年(昭和20年)7月25日	IJ	1999年(平成11年)6月29日
IJ	1946年(昭和21年) 1月29日	IJ	2000年(平成12年)6月29日
IJ	1946年(昭和21年)7月27日	IJ	2001年(平成13年)6月28日
IJ	1947年(昭和22年) 1月29日	IJ	2002年(平成14年)6月27日
IJ	1948年(昭和23年)8月17日	IJ	2003年(平成15年)6月27日
"	1948年(昭和23年)11月4日	II.	2004年(平成16年)6月29日
"	1948年(昭和23年)12月28日	IJ	2006年(平成18年)6月29日
"	1949年(昭和24年) 4月25日	"	2008年(平成20年)6月27日
IJ	1949年(昭和24年)7月2日	"	2009年(平成21年)6月26日
IJ	1949年(昭和24年) 7月30日	"	2014年(平成26年) 6月27日
"	1950年(昭和25年) 1月21日	"	2017年(平成29年) 6月28日
<i>))</i>	1950年(昭和25年)6月1日	"	2019年(令和元年)6月26日
<i>))</i>	1951年(昭和26年) 1月30日	IJ	2022年(令和4年)6月24日
<i>))</i>	1951年(昭和26年)7月20日	IJ	
,,	1954年(昭和29年)7月30日	"	
,,	1956年(昭和31年)1月30日	"	
,,	1957年(昭和32年) 1月30日	"	
"	1959年(昭和34年)1月28日	II II	
"	1960年(昭和35年) 1月28日 1961年(昭和36年) 7月28日	" "	
"	1962年(昭和37年) 7月28日	"	
II II	1963年(昭和37年) 7月30日	" "	
" IJ	1964年(昭和39年) 1月30日	"	
" "	1967年(昭和42年) 1月30日	"	
"	1301 十 (四个1442十/ 1 万 30 日	"	